

古賀市基本構想Webブック作成委託仕様書（案）

1 件名

古賀市基本構想Webブック作成委託

2 本業務の目的

令和4年度から10年間を計画期間とする第5次古賀市基本構想は、めざす都市イメージとその実現のための政策をまとめ、持続可能なまちづくりの指針となるものである。持続可能なまちづくりが推進されるよう、将来のまちづくりの担い手として様々な活動に関わる意欲を高めるために、子どもたちの意見・提案をもとに学校の授業で活用できるような基本構想Webブックを作成することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和6年3月24日まで

4 業務内容

子どもたちの意見・提案をもとに子どもたちが読みやすく学校の授業で活用できるWebブックを作成する。なお、以下の企画、内容は想定であり、企画提案や契約前の調整等により変更することがある。

(1) 基本的事項

令和5年度に市内8小学校において総合的な学習の時間を活用し、Webブック作成に向けた授業を行う。(参考資料1参照)

各政策について学習し、提出される子どもたちの意見・提案内容をもとにWebブックを作成すること。必要に応じて、各学校のWebブック作成に向けた授業に参加すること。

なお、基本構想の15政策のうち各学校2政策ずつ担当する。

(5-1 基本構想の推進については、5-1-1 みんなでつながる地域づくりの推進と5-2-2 積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進の2つとし、5-1-3 市民から信頼される持続可能な行財政運営は市で作成予定。)

《スケジュール（予定）》

令和5年度	4月～12月頃	Webブック作成に向けた授業 (各学校20時間から30時間程度)
	8月～12月頃	子どもたちからの意見・提案の提出
	9月以降	意見・提案をもとにWebブックの作成
令和6年度	4月以降	完成したWebブックを活用し授業

(2) 規格・校正について

①サイズ A4 判

②ページ数 20 ページ程度（表紙含む）

③校正 文字校正 2 回程度、色校正 1 回程度
（※欠字、誤字のある場合はこの限りではない）

④形式 デジタルブック形式

パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧可能なデジタルブックとすること。

(3) その他

この他定めのない事項については、市と十分な協議をし、決定すること。また、受託者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。

5 成果品

・完成版 Web ブックデータ 一式

※Web ブックに掲載した写真・イラスト・図表などの電子データについては納品時に市に引き渡すこと。なお、電子データは、市の PC 環境で加工可能なデータ形式で納入すること。

本業務における成果品及び業務履行過程で得られた記録にかかる著作権は市に帰属するものとし、受託者は市の許可なく使用または流用しないこと。成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

6 納入場所

古賀市総務部経営戦略課

7 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 1 号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

- (6) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。
- (7) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (8) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

8 担当部署

古賀市 総務部経営戦略課経営戦略係 安部・吉野

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

E-mail : k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp

電話 : 092-942-1113 / FAX : 092-942-3758